

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

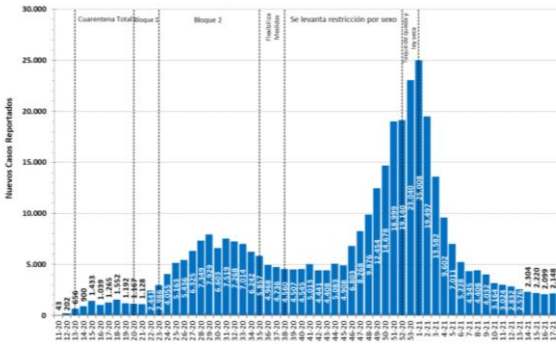
令和3年5月5日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前週比) (※項目は前々週比)
1週間の新規感染者数	—	2,148(+49)
1週間の新規死亡者数	—	28 (+8)
検査陽性率	—	3.9%(+0.1)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.98(±0)
致死率	3%未満	1.7% (±0)
利用可能な病床数※	20%以上	46%(±0)
利用可能な I C U 病床数※	15%以上	58% (±0)
利用可能な人工呼吸器※	—	79%(+1)

(出典:5月4日汎米保健機構発表)

感染者数の推移



実効再生産数(Rt)の推移



(出典:5月4日汎米保健機構発表)

活動制限の現状

	保健省発表による規制措置等
1 夜間外出禁止 (継続)	4/19以降、全ての曜日で午後12時から午前4時まで夜間外出禁止
2 週末完全外出禁止 (撤廃)	3/6以降、週末の完全外出禁止措置を撤廃。
3 経済活動等	(1) 2/1より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 (2) 2/8より、レストランの営業再開 (営業時間は午後11時まで) (3) 2/15より、洗車、仕立て屋、靴屋、文化産業等の営業を許可 (ただし、映画館は除く) (4) 2/22より、ジム (収容可能人数の50%まで)、マッサージ・スパ (予約制)、マリナー、フィッシング施設の営業再開 (5) 3/6より、映画館 (収容可能人数の50%まで) 及びカジノの営業再開、運動場の開放 (レクリエーション使用のみ) (6) 4/19より、バーの営業再開 (オープンスペースのみ。営業時間は午後11時まで)
4 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 (ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで) (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 4/5以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで (アルコール販売・消費の禁止) (3) 4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可 (収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止) (4) 5/3より、オープンスペースのレストラン&バー等におけるライブ演奏 (6人以下) の許可 (ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで) (5) 5/10より、週ごとの陽性率が5%以下を維持している県でのみ (現時点ではパナマ、西パナマ、コロン、エレラ及びロス・サントス県)、セミナー等の実施を許可。